

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 5 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 7 号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 8 号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 9 号 遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 10 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 11 号 工事請負契約の締結について

- 日程第 2 4 議案第 1 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について
日程第 2 5 一般質問
日程第 2 6 議案第 2 2 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
日程第 2 7 議案第 2 3 号 遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 8 発委第 1 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
日程第 2 9 発委第 2 号 遠軽町議会傍聴規則の一部改正について
日程第 3 0 意見案第 1 号 認知症との共生社会の実現を求める意見書
-

令和5年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月12日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 13号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 11 | 議案第 14号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 12 | 議案第 15号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 13 | 議案第 16号 | 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 14 | 議案第 17号 | 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 18号 | 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第 19号 | 令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 議案第 20号 | 令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 18 | 議案第 21号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 19 | 議案第 7号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 20 | 議案第 8号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一 |

部改正について

- 日程第 2 1 議案第 9 号 遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 0 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 1 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 5 一般質問

◎出席議員（15名）

議 長	1 6 番	杉 本 信 一 君	1 5 番	竹 中 裕 志 君
	1 番	白 幡 隆 一 君	2 番	秋 元 直 樹 君
	3 番	黒 坂 貴 行 君	4 番	阿 部 君 枝 君
	5 番	渡 部 正 騎 君	6 番	戸 松 恵 子 君
	7 番	山 本 悟 君	8 番	佐 藤 昇 君
	9 番	佐 藤 登 君	1 0 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	佐 藤 和 徳 君	1 3 番	渡 辺 清 夏 君
	1 4 番	今 村 則 康 君		

◎欠席議員（1名）

1 1 番 前 島 英 樹 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	堂 前 政 好 君
情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君	企 画 課 長	中 原 誉 君
財 政 課 長	今 井 昌 幸 君	税 務 課 長	仁 瓶 雄 介 君
保 健 福 祉 課 長	岩 井 誠 志 君	住 民 生 活 課 長	古 賀 伸 次 君
子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君	建 設 課 長	井 上 隆 広 君
水 道 課 長	大 川 寿 雄 君	生 田 原 総 合 支 所 長	今 泉 郁 夫 君

生田原総合支所参事	大 泉 勝 義 君	丸瀬布総合支所長	加 藤 政 勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉 内 健 一 君	白滝総合支所長	村 上 裕 和 君
白滝総合支所参事	長 原 裕 一 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
総 務 課 長	西 聡 君	社会教育課長	水 野 徹 君
選挙管理委員会事務局長	堂 前 政 好 君	監査委員事務局長	成 中 克 也 君
農業委員会事務局長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小野寺 正 彦 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和5年第8回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は15人です。

なお、前島議員より欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長です。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和5年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、主幹等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第25までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、阿部議員、竹中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和5年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月13日午後2時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの3日間に行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和5年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、防災についてであります。9月24日に旧遠軽小学校を会場として、遠軽町総合防災訓練を実施しました。本訓練は、災害時における町と関係機関による連携や住民の防災意識の高揚などを目的として、隔年で実施してはいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回は中止を余儀なくされ、4年ぶりの実施となりました。

本年の訓練は、水害及び土砂災害を想定し、自衛隊、警察、消防などの関係機関と地域住民ら総勢約700人が参加する中、水道及び電気の復旧や倒壊家屋からの負傷者の救出救助、炊き出しなどの訓練を実施し、災害時の対応を再確認しました。今後も関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、陸上自衛隊遠軽駐屯地創立72周年記念市中パレードについてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、5年ぶりに実施されたところです。9月30日に、道道遠軽芭露線、愛称「連隊通り」において行われた市中パレードには、沿道に約800人の町民の皆様が詰めかけ、車両や徒歩で行進する隊員の勇姿に大きな声援が贈られました。

市中パレードの実施により、地域住民と遠軽駐屯地とのより一層の一体感の情勢はもとより、遠軽駐屯地の存置及び体制強化のアピールとなったところであり、今後も「遠軽駐

屯地みんなでめざそう日本一」を実現するため、関係機関とともに取り組んでまいります。

次に、教育についてであります。遠紋地域は日本の食糧基地であるオホーツク地方の2分の1を占め、その地域住民を教育と医療で支えるのが本町の役割と考えております。

人口が減少していく中、教育の中核となる遠軽高等学校が魅力的な高校であるための5学級維持は、まちづくりに非常に重要な要素となります。町では、同校を支援するため、遠軽地区以外からの通学者等への補助や下宿整備の補助、各種大会参加費の助成等を行ってきたところであり、本年度は通学区域外からの生徒数が100人を超えているところであります。

このような成果が出る中、同校吹奏楽局は、10月22日に名古屋市で開催された吹奏楽の甲子園こと、全日本吹奏楽コンクールに2年連続、11回目の出場を果たしました。

遠軽町芸術文化交流プラザなどで練習を重ね、8月に札幌市で開催された北海道吹奏楽コンクールで、全日本吹奏楽コンクールに2校のみが出場できる代表校に選ばれたものであり、ハイレベルな全国大会の大舞台において遠高サウンドを披露し、見事2年連続銀賞を受賞しております。

また、同校のラグビーフットボール部は、10月1日に札幌市で開催された全国高等学校ラグビーフットボール大会北北海道大会を制し、12月27日から東大阪市花園ラグビー場で開催される全国大会に8年ぶり、11回目の出場権を獲得しております。

これらの同校の目覚ましい活躍は、全国に遠軽をアピールし、町民に大きな誇りを与えていただいたとともに、同校の5学級維持へ大きな弾みがつくものであります。町としましては、引き続き同校に対する可能な限りの支援を継続し、教育の充実に努めてまいります。

また、町内の小中学校の吹奏楽の活躍もすばらしく、11月4日に東京都文京区で開催された日本管楽合奏コンテストに南中学校が出場を果たし、最優秀賞と審査員特別賞を受賞し、さらに11月18日に大阪市で開催された全日本小学生バンドフェスティバルには、東小学校及び南小学校が出場し、それぞれ銅賞及び金賞を受賞し、翌19日の全日本マーチングコンテストには遠軽中学校及び遠軽高等学校が出場し、共に銀賞を受賞しています。いずれも北海道の代表として、堂々たる演奏を披露したところであり、日々の努力に敬意を表したいと思います。

次に、北海道白滝遺跡群出土品国宝指定記念式典についてであります。

6月27日に日本最古の国宝として指定されたところですが、10月27日に白滝国際交流センターにおいて国宝指定記念式典を挙行いたしました。

白滝小学校の児童による「石育」の取組の紹介や「ひらやま太鼓」の演奏により幕を開けた式典は、約90人の関係者に御列席をいただき、資料の収集や保護に尽力し、国宝指定の礎を築いた郷土史研究家の故・遠間栄治氏に対し感謝状を贈呈するなど、関係者の皆様方とお祝いをしたところであります。

改めて関係者の皆様方の文化財や地域に対する愛着と保護活動への御尽力に深く感謝を申し上げ、次代に引き継いでいくその責任の重さを再認識し、今後も資料の適切な管理運営に努めていく所存であります。

次に、JR問題についてであります。11月5日に鉄道利用促進に向けたツアー「石北本線2023クラフトビール列車の旅」を実施しました。

本ツアーは、本町並びに北見市及び北海道鉄道活性化協議会で企画したもので、JR石北本線の遠軽―北見間において、遠軽駅発着と北見駅発着の地域資源を生かした2コースを設定し、約50人の参加がありました。

本年度は、国土交通大臣の業務監督命令に基づいて、JR北海道と沿線自治体が行う集中改革期間5年間の最終年度であり、年度末に向けて総括的検証や抜本的な改善方策の検討が予定されており、これまで石北本線の利用促進や経費節減に取り組んできたところです。

町としましては、道、管内期成会石北本線部会をはじめとする関係団体と、より一層に連携を図り、石北本線の維持・存続のため粘り強くこの問題に対応してまいりますので、皆様の積極的な御利用をお願いいたします。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、10月27日には遠軽駐屯地に、11月7日には第2師団司令部に、20日には北部方面総監部に、21日及び22日には中央要望として、防衛省及び国会議員に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

11月8日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省及び国会議員に対し、北海道の自衛隊の体制強化並びに自衛隊と地域コミュニティとの連携について要望を行ってまいりました。

また、道路整備関係についてであります。10月30日には高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、11月7日及び8日には遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、道路の整備促進及び防災・減災、国道強靱化に必要な道路予算の確保などについて要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定については、町が行う犯罪被害者等に対する支援について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正については、社会情勢の変化に伴い、生田原木のおもちゃワールド館の使用料を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設備等に関する条例等の一部改正については、遠軽町水道事業の事業計画の変更及び遠軽町個別排水処理施設事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、課税免除の適用範囲を改正するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第11号工事請負契約の締結については、令和5～7年度、遠軽町新庁舎建設工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号工事請負契約の変更契約の締結については、令和5年度旧瀬戸瀬小学校解体工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第13号から議案第15号までの指定管理者の指定については、白滝農林水産物直売・食材供給施設、遠軽町総合体育館外18施設及び遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立て等をするものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、ふるさと納税寄附金の増加に伴う経費、町営バス購入費、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツ及び丸瀬布デイサービスセンター移転改修事業補助金、保育対

策総合支援事業費補助金、やまびこ照明器具改修工事、学校教育活動体制整備事業交付金、社会体育振興補助金等を計上したところです。

また、債務負担行為として、新庁舎建設工事監理業務委託料のほか、白滝農林水産物直売・食材供給施設、芸術文化交流プラザ及び社会体育施設の指定管理料の期間及び限度額を設定するものです。

議案第17号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

議案第18号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、当初見込みより被保険者数及び賦課額が増加したことにより、後期高齢者医療広域連合保険料負担金を計上したところです。

議案第19号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費及び介護保険システム改修業務委託料を計上したところです。

議案第20号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第21号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、一般会計補正予算について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰することについて、議会の議決を求めらるるものであります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、ふるさと振興資金として80万円の御寄附を頂きました静岡県静岡市葵区北安東4丁目14番55号2、深井将之様。社会福祉振興資金として50万円の御寄附を頂きました遠軽町社名淵61番地1、橋本尚明様。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まちづくり振興資金として200万円の御寄附を頂きました遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社様。まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附を頂きました東京都文京区湯島3丁目31番1号、エム・エフコンサルタント株式会社様であります。

以上、社会功労4件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、町が行う犯罪被害者等に対する支援について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町犯罪被害者等支援条例であります。

第1条は、この条例の趣旨でありまして、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減を図り、安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めるものであります。

第2条は、この条例で使用する用語を定義したものであります。

第3条は、基本理念でありまして、第1項及び第2項については、犯罪被害者等支援についての配慮について、第3項は、継続的な支援について規定するものであります。

第4条は、町の責務、第5条は、町民等の責務、第6条は、事業者の責務について規定するものであります。

第7条は、犯罪被害者等が直面している問題についての相談や関係機関との連絡調整、支援の窓口について規定するものであります。

第8条は、見舞金の支給でありまして、第1号、遺族見舞金として30万円、第2号、傷病見舞金として10万円を支給するものであります。

第9条は、日常生活の支援、第10条は、居住の安定を図るための支援について、第11条は、安全の確保について、個人情報 の適切な取扱いの確保等について規定するものがあります。

第12条は、犯罪被害者等の支援の必要性についての情報提供や啓発活動について規定するものであります。

第13条は、犯罪被害者等からの意見・要望について施策に反映させるよう努めることを規定するものであります。

第14条は、社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができることを規定するものであります。

第15条は、委任に関する規定です。

附則第1項としまして、条例の施行日を令和6年4月1日とするものです。

附則第2項は、適用区分であり、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡または傷病について適用するものであります。

条例案の説明は以上となりまして、次のページ以降に参考資料としまして、この条例の施行規則を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定については、なお、審査の必要があると思われま すので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、社会情勢の変化に伴い、生田原木のおもちゃワールド館使用料を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部を改正をする条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料を御覧願います。

別表中、現行につきましては、展示室、「1日券、中学生以上 1人、630円、1日券、小学生以下（幼児を含まない。） 1人、320円」を、新たに展示室の1日券を、遠軽町民、遠軽町民以外に区分し、「展示室、1日券（遠軽町民）、中学生以上 1人、350円、小学生 1人、150円。1日券（遠軽町民以外）、中学生以上 1人、700円、小学生 1人、350円」に改正し、展示室、年間券、「中学生以上 1人、3,150円、年間券、小学生以下（幼児を含まない。） 1人、1,580円」を、展示室、年間券、「中学生以上 1人、3,600円、小学生 1人、1,800円」に、それぞれ改正するものです。

備考につきましては、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、同表備考1として、「未就学児童は無料とする。」を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

また、この条例の施行日前に施行日以降の使用の期間に係る使用料を徴収している場合は、当該使用料は、この条例の相当規定により徴収したものとみなすものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号から日程第18 議案第21号まで

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第8議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第9

議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第10 議案第13号指定管理者の指定について、日程第11 議案第14号指定管理者の指定について、日程第12 議案第15号指定管理者の指定について、日程第13 議案第16号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第14 議案第17号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第18号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第16 議案第19号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第20号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第21号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案12件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、これまで改定をしてきたところであります。

本案は、今年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、5ページの次の参考資料をお開き願います。

第1条関係は、令和5年度に影響する改正であります。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を100分の120から100分の125に改め、年間支給割合を2.4月から2.45月に引き上げるものであります。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合を100分の67.5から100分の70に改め、年間支給割合を1.35月から1.375月に引き上げるものであります。

次に、第26条は、勤勉手当に関する規定でありまして、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を100分の100から100分の105に改め、年間支給割合を2.0月から2.05月に引き上げるものであります。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合

を100分の47.5から100分の50に改め、年間支給割合を0.95月から0.975月に引き上げるものであります。

次に、別表第1は、一般職給料表でありまして、このページから4ページにかけて給料表を改定するものでありまして、大卒初任給を1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円引き上げ、また、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で所要の改定をするものであります。

次に、参考資料の5ページを御覧願います。

第2条関係は、令和6年度に影響する改正であります。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による期末手当の支給割合を令和6年度以降は、6月期、12月期共に同じ支給割合とするため、改めるものでありまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を100分の125から100分の122.5に改め、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70から100分の68.75に改めるものであります。

第26条は、勤勉手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による勤勉手当の支給割合を令和6年度以降は、6月期、12月期共に同じ支給割合とするため、改めるものでありまして、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を100分の105から100分の102.5に改め、同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50から100分の48.75に改めるものであります。

新旧対照表の前のページ、別紙の5ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の給与条例のうち、一般職給料表の改定は、令和5年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、第1条による改正後の給与条例のうち、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から適用することを規定しております。

第4項は、給与の内払いについて規定をしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の

給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、4条の構成でありまして、第1条及び第2条は、議会議員の期末手当の支給割合を改定する規定、第3条及び第4条は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定する規定であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をお開き願います。

議会議員並びに町長、副町長及び教育長共に、改正内容、期末手当の支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により、参考資料の1ページで御説明いたします。

第1条関係は、令和5年度の期末手当の支給割合を改定するもので、12月期の支給割合を100分の220から100分の230に改め、年間の支給割合を4.4月から4.5月に引き上げるものであります。

次の表の第2条関係は、令和6年度以降の6月期、12月期共に同じ支給割合とするため、100分の230から100分の225に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条及び第4条は、令和6年4月1日からであります。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用することを規定しております。

第3項は、期末手当の内払いについて規定をしております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、10ページの次の参考資料をお開き願います。

別表第1は、給料表でありまして、このページから9ページにかけて給料表を改定するものであります。

会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給料表を基準として定めており、一般職給料表の改定に合わせて、会計年度任用職員の給料表についても引き上げるため、所要の改定をするものであります。

新旧対照表の前のページ、別紙の10ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第13号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、白滝農林水産物直売・食材供給施設であります。

指定管理者は、遠軽町白滝839番地、株式会社矢木組、代表取締役矢木済であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからオまでとなり、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務、施設の使用許可に関する業務、施設の使用許可に係る料金の徴収に関する業務、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理上必要と認める業務であります。

指定の期間は記載のとおりであります。指定管理料は、3年間合計で1,230万円。内訳は、令和6年度420万円、令和7年度410万円、令和8年度400万円であります。

選定に当たりましては、当該施設の指定管理者の公募に申請のありました1法人について、11月2日、指定管理者選定委員会を開催しまして、審査をしております。

選定の結果につきましては、申請者から提出されました申請書の内容について審査した結果、当該申請者は、これまでの指定管理に培われたノウハウや法人の特徴を十分に生かしながら、施設の適正な管理運営が可能であると判断したものであります。

また、当該申請者は、地域の各種活動に積極的に参加、支援をしており、地域と共存共栄し、地域の特色ある資源を活用しながら施設の魅力向上を図ることに十分期待できるため、株式会社矢木組を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後、協定を締結することとしております。

続きまして、次のページ、議案第14号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町総合体育館、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館、遠軽町武道館、えんがる温水プール、遠軽コミュニティセンター、瀬戸瀬コミュニティセンター、えんがる高齢者スポーツセンター、えんがる球場、えんがる東球場、えんがるソフトボール球場、えんがる球技場、えんがる湧別川球技場、えんがる多目的広場、えんがる湧別川多目的広場、えんがるテニスコート、えんがるパークゴルフ場、瀬戸瀬パークゴルフ

フ場であります。

指定管理者は、遠軽町西町1丁目2番地、特定非営利活動法人遠軽町スポーツ協会、会長佐渡淳道であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからカまでとなり、当該社会体育19施設の維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の収受に関する業務、体育及びレクリエーション活動の普及振興に関する業務、その他教育委員会が管理上必要と認める業務であります。

指定の期間は記載のとおりであります。指定管理料は3年間合計で5億8,001万1,000円。内訳は、令和6年度1億9,207万2,000円、令和7年度1億9,286万4,000円、令和8年度1億9,507万5,000円であります。

選定に当たりましては、11月2日、指定管理者選定委員会を開催し、提出されました申請書を審査しております。

選定の結果の非公募とした理由であります。遠軽町スポーツ協会は、日常的に社会体育施設を利用し、町民が利用しやすい施設づくりを目指すために必要な施設の状況を十分把握しており、また、従前からスポーツの振興に積極的に取り組み、社会体育施設の設置目的を最大限に生かすことができると考えております。

さらには、非営利活動法人であることにおいても、教育施設である社会体育施設の管理運営を委任するにふさわしく、現在までの指定管理者としての実績もあることから、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町社会体育施設の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、社会体育施設の安定的な運営及び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の経験と運営ノウハウを有しており、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されまして、特定非営利活動法人遠軽町スポーツ協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後、協定を締結することとしております。

続きまして、次のページ、議案第15号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町芸術文化交流プラザであります。

指定管理者は、遠軽町岩見通南1丁目1番地2、遠軽商工会議所、会頭渡邊博行であり

ます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからオまでとなり、プラザの維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、その他教育委員会が管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は記載のとおりであります。指定管理料は3年間合計で3億2,840万3,000円。内訳は、令和6年度1億892万1,000円、令和7年度1億972万1,000円、令和8年度1億976万1,000円であります。

選定に当たりましては、11月2日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽商工会議所は、遠軽地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進と商工業の発展に寄与することを目的として設立されており、令和2年度から指定管理者として、芸術文化事業に関する専門的知識や経験の蓄積に加え、日常的な施設の利用形態や住民ニーズ等の把握、適正な住民サービスの提供を日々行いまして、さらには、中心市街地ににぎわいをもたらす各種イベント等の企画や開催経験が豊富であり、施設の機能を十二分に発揮することで、地域の活性化に寄与しているところであります。

遠軽町芸術文化交流プラザの継続的かつ計画的な事業発展には、その実績とノウハウを活用すべきであり、管理運営を委任するにふさわしいことから、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請者から提出されました申請書の内容について、審査の結果、遠軽町芸術文化交流プラザの設置目的の達成に有効な運営方針に基づきまして、当施設の安定的な運営及び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されております。

また、これまでに培った管理・運営技術や専門技能を生かしながら、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、遠軽商工会議所を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第16号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の

総額から歳入歳出それぞれ1,448万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を179億8,686万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の追加は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2,164万4,000円を追加し、総額を17億1,243万3,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に116万1,000円を追加、3項委託金に23万1,000円を追加し、総額を6億8,382万9,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,677万8,000円を追加し、総額を1億1,302万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を6,160万1,000円を減額し、総額を12億8,643万7,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に600万円を追加し、総額を2億8,415万3,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に130万円を追加し、総額を29億3,220万円とするものです。

これにより、歳入合計180億135万5,000円から1,448万7,000円を減額し、総額を179億8,686万8,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、1項議会費に38万9,000円を追加し、総額を8,686万4,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を4,857万3,000円減額、2項徴税費に170万9,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に611万6,000円を追加し、総額を39億9,241万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に555万2,000円を追加、2項児童福祉費に674万1,000円を追加し、総額を36億2,857万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に32万3,000円を追加し、総額を23億6,273万9,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に148万5,000円を追加し、総額を5億7,369万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に23万1,000円を追加、2項小学

校費に578万円を追加、3項中学校費に476万円を追加、6項保健体育費に100万円を追加し、総額を16億2,221万円とするものです。

これにより、歳出合計180億135万5,000円から1,448万7,000円を減額し、総額を179億8,686万8,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為の追加につきましては、新庁舎建設工事監理業務委託料、限度額8,932万円を追加するもので、期間は、令和5年度～令和7年度まで。白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理料、限度額1,230万円、芸術文化交流プラザ指定管理料、限度額3億2,840万3,000円、社会体育施設指定管理料、限度額5億8,001万1,000円を追加するもので、期間はいずれも令和5年度～令和8年度までです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、やまびこ改修事業、限度額130万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等38万9,000円につきましては、期末手当の支給率の改定により、予算を補正するものです。

12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費219万2,000円につきましては、期末手当の支給率の改定及び教育長の選任により、予算を補正するものです。一般職人件費7,262万5,000円の減額につきましては、給与改定のほか人事異動に伴う会計間の移動及び退職手当の負担金率の変更等により予算を補正するものです。総務一般経費33万円につきましては、本庁舎のシュレッダー故障に伴い、新たに購入するため、備品購入費を計上するものです。

6目企画費、ふるさと納税促進事業552万6,000円につきましては、ふるさと納税寄附額の増加により、返礼品発送等に係る通信運搬費304万3,000円、ふるさと納税サイト利用等に係る手数料149万2,000円、ふるさと納税受付等業務委託料99万1,000円をそれぞれ追加するものです。

8目交通対策費、バス路線確保事業51万円につきましては、広域生活交通路線及び単独補助路線に係る運行実績に基づき、地域公共交通確保維持改善事業補助金を追加するものです。町営バス運行事業600万円につきましては、運行業務を委託している町営バス社名淵線で発生した事故により、車両が廃車となったため、代替バス購入に係る備品購入費を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金の追加と

して、指定寄附金13件、321万円と、ふるさと納税寄附金の寄附額増加を見込み、628万4,000円、合わせて949万4,000円を追加するものです。

14ページをお開き願います。

2項徴税費1目税務総務費、税務総務一般経費170万9,000円につきましては、法人町民税の確定申告及び個人町民税の過年度申告による還付が増えているため、税収入還付金を追加するものです。

16ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業611万6,000円につきましては、マイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記及び振り仮名を記載するため、住民基本台帳システム及び戸籍システムを改修する必要があることから、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料を計上するものです。

18ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、社会福祉施設助成事業183万9,000円につきましては、特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツの備品購入費用に対する道補助金の増額に伴い、特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツ移転改修事業補助金を追加するものです。介護保険事業46万2,000円につきましては、職員人件費の給与改定及び介護保険制度改正等に伴うシステム改修のため、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

2目障害者福祉費28万6,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修のため、障がい者福祉システム改修業務委託料を追加するものです。

3目高齢者福祉費296万5,000円につきましては、丸瀬布デイサービスセンター解体工事におけるアスベスト含有量の増及び物価、人件費の増に伴い、工事費が増加したため、丸瀬布デイサービスセンター移転改修事業補助金を追加するものです。

20ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業674万1,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費を補助するため、保育対策総合支援事業費補助金を追加するものです。

22ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業42万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種記録に対するマイナンバー情報連携に必要なシステム改修を行うため、健康管理システム改修業務委託料を追加するものです。

4目環境衛生費、上水道事業10万6,000円の減額につきましては、給与改定及び退職手当負担金の利率変更に伴い、人件費負担分繰出金に不用額が見込まれるため、水道事業会計繰出金を減額するものです。

24ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、やまびこ管理事業148万5,000円につきましては、やまびこホール内に設置されている天井つり下げ灯が正常に動作していないため、器具のLED化に係る経費として、やまびこ照明器具改修工事を計上するものです。

26ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費23万1,000円につきましては、道からの委託を受け、中学校部活動の地域移行に向けた体制整備を図るための実証事業を実施するに当たり、統括コーディネーターを任用するため、会計年度任用職員報酬を計上するものです。

28ページをお開き願います。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費578万円につきましては、学校での感染症の影響を最小限に止めつつ、教育活動を継続できる環境を維持するため、小学校における学校教育活動体制の整備に必要な経費を交付するもので、学校教育活動体制整備事業交付金を計上するものです。

30ページをお開き願います。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費476万円につきましては、学校での感染症の影響を最小限に止めつつ、教育活動を継続できる環境を維持するため、中学校における学校教育活動体制の整備に必要な経費を交付するもので、学校教育活動体制整備事業交付金を計上するものです。

32ページをお開き願います。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業100万円につきましては、遠軽高校ラグビー部の全国大会出場に当たり、企業版ふるさと納税による寄附があったため、補助金を追加交付するものであり、社会体育振興補助金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,138万6,000円につきましては、小中学校における学校教育活動体制の整備に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金527万円の追加、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記及び振り仮名を記載するため、住民基本台帳システム等の改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金611万6,000円の計上です。

2目民生費国庫補助金455万9,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定におけるシステム改修に伴う障害者総合支援事業費補助金14万3,000円の計上、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金441万6,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金42万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン

ン接種体制確保事業費補助金の追加です。

6目教育費国庫補助金527万円につきましては、小中学校における学校教育活動体制の整備に伴う学校保健特別対策事業費補助金の計上です。

16款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金116万1,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の計上です。

3項委託金5目教育費委託金23万1,000円につきましては、部活動地域移行等実証事業委託金の計上です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金321万円につきましては、まちづくり振興資金として8件246万円、社会福祉振興資金として2件55万円、教育振興資金として1件10万円、図書館用図書購入資金として1件5万円、新庁舎建設資金として1件5万円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,356万8,000円につきましては、ふるさと納税寄附額の増加を見込み、1,256万8,000円を追加するとともに、遠軽高等学校部活動ラクビー部支援資金として1件100万円の企業版ふるさと納税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては6,160万1,000円を減額するものです。

21款諸収入5項雑入2目弁償金268万2,000円につきましては、町営バス社名淵線で発生した事故による廃車車両に係る弁償金の追加。6目雑入331万8,000円につきましても、町営バス社名淵線で発生した事故による廃車車両に係る公有物件災害共済金の追加です。

22款町債1項町債1目商工債130万円につきましては、やまびこ改修事業債の計上です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 11時20分まで、暫時休憩とします。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

9番佐藤議員より、体調不良につき退席という届出がありましたので御報告申し上げます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第17号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳

入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,957万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

6款繰越金につきましては、1項繰越金に1万9,000円を追加し、総額を2万円とするものです。

これにより、歳入合計21億4,955万4,000円に1万9,000円を追加し、総額を21億4,957万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に1万9,000円を追加し、総額を5,321万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億4,955万4,000円に1万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億4,957万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1万9,000円につきましては、会計間の人事異動に伴う一般職人件費の精査によるものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金1万9,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,108万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料に549万8,

000円を追加し、総額を2億6,861万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計3億7,558万3,000円に549万8,000円を追加し、総額を3億8,108万1,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金に549万8,000円を追加し、総額を3億7,866万円とするものです。

これにより、歳出合計3億7,558万3,000円に549万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の3億8,108万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金549万8,000円につきましては、広域連合推計値より被保険者数及び賦課額が増加したことによる後期高齢者医療広域連合保険料負担金の追加です。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料549万8,000円につきましては、現年度分保険料の追加です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第19号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億367万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に57万2,000円を追加し、総額を5億5,927万4,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に46万2,000円を追加し、総額を3億5,380万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計22億263万8,000円に103万4,000円を追加し、総額を22億367万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 1 0 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 4, 1 8 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳出合計 2 2 億 2 6 3 万 8, 0 0 0 円に 1 0 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 2 億 3 6 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般職人件費 1 1 万円の減額につきましては、職員の給与改定に伴う執行精査であります。一般管理費 1 1 4 万 4, 0 0 0 円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目介護保険事業費補助金 5 7 万 2, 0 0 0 円の追加につきましては、介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 1 1 万円の減額につきましては、職員給与費等一般会計繰入金の減額、5 7 万 2, 0 0 0 円の追加につきましては、介護保険システム改修業務の追加に伴う事務費一般会計繰入金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 2 0 号令和 5 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 5 年度遠軽町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益を 1 0 万 6, 0 0 0 円減額し、総額を 6 億 4, 6 4 7 万 9, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用を 9 3 万 2, 0 0 0 円減額し、総額を 6 億 8, 6 2 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 7 条に定めた職員給与費 6, 1 6 4 万 5, 0 0 0 円を 6, 0 7 1 万 3, 0 0 0 円に改めるものです。

次の 1 ページは実施計画、2 ページはキャッシュ・フロー計算書、3 ページから 4 ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に、5 ページを御覧願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1 款水道事業収益 1 項営業収益 2 目他会計負担金 1 節一般会計負担金 1 0 万 6, 0 0 0 円の減額は、企業職員人件費の一部負担分について、企業職員の給与改定及び執行精査による一般会計繰入金の減額によるものです。

次に、6 ページをお開き願います。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 3 9 万 4, 0 0 0 円の減額。

2 目配水及び給水費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 5 5 万 6, 0 0 0 円の減額。

3 目総係費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 1 万 8, 0 0 0 円の追加は、企業職員の給与改定及び執行精査により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 1 号令和 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 5 年度遠軽町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第 1 款下水道事業費用第 1 項営業費用を 7 5 万 9, 0 0 0 円減額し、総額を 1 0 億 3, 4 9 4 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 8 条に定めた職員給与費 4, 8 0 4 万 7, 0 0 0 円を 4, 7 1 8 万 3, 0 0 0 円に改めるものです。

次の 1 ページは実施計画、2 ページはキャッシュ・フロー計算書、3 ページから 4 ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5 ページを御覧願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 5 1 万 7, 0 0 0 円の減額。

2 目処理場費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 1 9 万 6, 0 0 0 円の減額。

3 目総係費 1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額まで、合計 4 万 6, 0 0 0 円の減額は、企業職員の給与改定及び執行精査により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第 2 1 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案 1 2 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 4 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2款総務費、12ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3款民生費、18ページから21ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款衛生費、22ページから23ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 7款商工費、24ページ、25ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 10款教育費、26ページから33ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。
15款国庫支出金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 16款道支出金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 18款寄附金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 19款繰入金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 21款諸収入、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第2表、債務負担行為補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、議案第16号の質疑を終わります。
次に、議案第17号の質疑を行います。
質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。
1款総務費、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。
6款繰越金、6ページ、7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、議案第17号の質疑を終わります。
次に、議案第18号の質疑を行います。
質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。
2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。
1款後期高齢者医療保険料、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

以上で、議案12件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案12件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長(杉本信一君) 日程第19 議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長(古賀伸次君) 議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

参考資料を御覧ください。

国民健康保険税の減額、第23条第3項については、法律の改正により、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する旨の規定の追加でありまして、下記の表にあるとおり、出産する被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を、単胎の場合4月分を減額、多胎の場合6月分を減額するもので、令和6年1月1日からの施行であります。

出産被保険者に係る届出、第24条の3については、出産する被保険者に係る届出に関する規定の追加であり、令和6年1月1日からの施行であります。

別紙に戻りまして、2ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日を定めています。

第2項は、適用区分を定めています。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第20 議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第8号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、遠軽町水道事業の事業計画の変更及び遠軽町個別排水処理施設事業の地方公営企業法適用に伴

い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例でありまして、第1条から第5条までの規定により、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例ほか関係条例を改正するものです。

改正の内容は、参考資料の新旧対照表により説明いたします。

参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。

第1条関係は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でありまして、設置について規定している第1条第2項中、「遠軽町公共下水道事業」の次に「及び遠軽町個別排水処理施設事業」を加え、経営の基本について規定している第2条第2項第1号イ、水道事業の給水区域の一部の区域中、「及び白滝北支湧別」を「白滝北支湧別及び白滝支湧別」に、同項第2号、給水人口「1万7,636人」を「1万6,675人」に、同項第3号の1日最大給水量「9,524立方メートル」を「9,434立方メートル」に改め、同条に第4項として、「遠軽町個別排水処理施設事業の計画処理区域面積は、遠軽町公共下水道事業の排水区域面積を除く行政区域全域とする。」を加え、地方公営企業法の適用について規定している第3条中、「遠軽町簡易水道事業及び遠軽町公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、特別会計について規定している第4条を削除と改めるものです。

2ページをお開き願います。

第2条関係は、遠軽町行政組織条例の一部改正でありまして、個別排水処理施設事業に地方公営企業法を適用することにより、第2条第10号、経済部の事務分掌から「個別排水処理施設に関すること。」を削るものであります。

第3条関係は、遠軽町特別会計条例の一部改正でありまして、個別排水処理施設事業に地方公営企業法を適用することにより、地方自治法に基づく特別会計から当該事業会計を削り、既に地方公営企業法を適用している下水道事業会計と合わせて一つの特別会計により経理を行うものであります。

3ページを御覧願います。

第4条関係は、遠軽町個別排水処理施設条例の一部改正でありまして、個別排水処理施設事業に、地方公営企業法を適用することにより、事業を実施する代表者の名称を「町長」から「水道事業管理者」に変更するもので、第2条中、「規則で」を「水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に」に改め、以下、第3条第5号、第6条、第7条、第8条、4ページ目の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第18条と第19条、第20条と第21条の規定中、「規則で」の部分を「管理者が」に、また、「町長」を「管理者」に改めるものです。

なお、3ページ、第7条第2項については、後段の読替規定を削除するものであります。

6 ページをお開き願います。

第 5 条関係は、遠軽町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正でありまして、この条例の一部改正についても、先ほどと同じく、事業を実施する代表者の名称を「町長」から「水道事業管理者」に変更するもので、第 2 条中、「町長」を「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に、第 4 条から第 6 条までの規定中、「町長」を「管理者」に、第 8 条中、「規則で」を「管理者が」に改めるものです。

別紙 2 ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 9 号

○議長（杉本信一君） 日程第 2 1 議案第 9 号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第 9 号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用範囲を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町地域経済牽引事業促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの新旧

対照表を御覧ください。

第1条中、「第17条」を「第18条」に、第2条中、「令和5年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項は、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、改正後の第2条の規定については、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略してして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第22 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第22 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、所要の規定を改正するものです。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次ページ、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので御覧ください。

第15条第2号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項の規定が削除され、第11項が繰り上がるため改正するもので、第15条第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものです。

第36条第3項は、本条例の基となる内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第36条第3項中、同号は、子ども・子育て支援法第19条第2号を指すこととなりますが、本来、第19条第1号を指す必要があるため、同号を同条第1号に読み替えるための規定が追加されたため、第6条第2項中の次に、「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第11号

○議長(杉本信一君) 日程第23 議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5～7年度遠軽町新庁舎建設工事であります。

契約の方法は、総合評価一般競争入札でありまして、契約金額は62億7,440万円
であります。

契約の相手方は、渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体。代表者企業体、渡辺・
管野・山口建築工事特定建設共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡
辺組、代表取締役、渡辺勇喜。構成員企業体、遠軽・北海・工藤電気工事特定建設共同企
業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳。構
成員企業体、池田・吉崎・サトウ・三宮機械工事特定建設共同企業体。代表者、札幌市北
区北12条西3丁目2番20号、池田暖房工業株式会社、代表取締役社長、池田薫であり
ます。

また、渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体の構成につきましては、次のページ
の参考資料を御参照願います。

この工事につきましては、総合評価一般競争入札により、総合的な評価を行い、62億
7,440万円で渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体に決定しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表14番
に記載しておりますので御参照願います。

なお、渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体とは12月1日に仮契約を締結して
おります。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和8年3月10日
の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第24 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第24 議案第12号工事請負契約の変更契約の締結につい
てを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第12号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

産業廃棄物の概数数量の確定及び外構工事の変更による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度旧瀬戸瀬小学校解体工事であります。

契約金額は、変更前8,844万円。変更後9,335万7,000円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、6月12日、株式会社渡辺組外7者により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が8,844万円で落札し、6月21日から着工、令和6年3月8日の完成予定しているところでありますけれども、産業廃棄物の概数数量の確定及び外構工事の変更による設計変更に伴いまして、契約金額8,844万円を491万7,000円増の9,335万7,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一
署名議員 阿部 君枝
署名議員 竹中 裕志